

# 中野市の生涯学習

～市民が学び、地域で生かし、みんなで創る  
元気な生涯学習のまちをめざして～



中野市  
中野市教育委員会

# 中野市生涯学習 基本構想策定にあたって



中野市の「生涯学習基本構想」は、平成6年に旧中野市が、平成12年に旧豊田村でそれぞれ策定し、住民の学習活動を推進してきました。

近年、国際化、高度技術・情報化の進展、少子・高齢化、核家族化の進行などにより、生涯学習を取り巻く社会構造や環境は急速な変化を遂げております。

このような中、平成17年4月に中野市と豊田村が合併して、新しい中野市として出発しました。新市においては、平成19年3月に「中野市総合計画」が策定され、新市の将来像を「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」と定め、市民一人ひとりが主役であることを自覚するとともに、お互いが連携をし、地域が一体となって豊かな生活を実感できるまちづくりを目指しています。

その実現のためには、多様な生涯学習機会を生かし、歴史に根ざした、文化、芸術の香り高いまちづくりを進めていくことが重要です。

そこで市民の誰もが、自ら学ぶことによって生涯を通じて、自分らしい充実した人生を送ることができ、そのことを通じて社会と好ましく関わることのできる生涯学習環境の実現を目指し、その指針となる「中野市生涯学習基本構想」を策定しました。

今後は、市民の皆様とともに「いつでも、どこでも、だれもが」楽しく学び、生きがいのもてる生涯学習のまちづくりの具現化に向けて、最善の努力をしていきたいと思っております。

この構想が、学習の意欲や関心の高まりの契機となり、豊かで活力のある社会の実現の一助となることを念願し、あいさついたします。

最後に、この構想の策定の過程でご協力いただきました基本構想策定委員をはじめとする多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成20年3月

中野市長 青木 一

# 生涯学習基本構想

## 目次

### はじめに

1 構想策定の趣旨 .....	1
2 構想の性格 .....	2
3 構想の構成 .....	2

### 総論 生涯学習社会の展望

第1章 社会環境の変化	
1 少子高齢社会の到来 .....	4
2 高度情報化・国際化の進展 .....	5
3 環境問題の顕在化 .....	6
4 社会生活の変化 .....	7
第2章 生涯学習の展開	
1 生涯学習とは .....	8
2 生涯学習基本構想の考え方 .....	8

### 各論 生涯学習社会を築く基本方策

第1章 あらゆる学習機能の活性化	
1 家庭教育の充実 .....	12
（1）家庭の教育力の向上	
（2）健やかな子どもを育てる環境づくり	
（3）子育て支援体制の充実	
（4）乳幼児教育の充実	
2 学校教育の充実 .....	14
（1）学校教育の推進	
（2）地域との連携の強化	
3 社会教育の充実 .....	15
（1）青少年の学習活動の充実	
（2）成人の学習活動の充実	
（3）障害者の学習活動の充実	
（4）高齢者の学習活動の充実	

4 職業能力の向上 .....	18
(1) 職業教育の充実	
(2) 職業能力形成機会の充実	
(3) 地域産業の育成	

## 第2章 多様な学習活動の推進

1 健康づくりの推進 .....	20
(1) 健康づくりの推進	
2 スポーツ活動の振興 .....	21
(1) スポーツ・レクリエーションの振興	
(2) 社会体育施設の整備と充実	
3 文化芸術活動の振興 .....	22
(1) 文化芸術活動の推進	
(2) 文化施設の整備と活用	
(3) 文化財の保存と活用	
4 交流活動の推進 .....	24
(1) 都市間交流の推進	
(2) 国際交流の推進	
5 人権教育の充実 .....	25
(1) 人権意識の高揚	
(2) 人権教育の推進	
6 男女共同参画社会の推進 .....	26
(1) 男女共同参画のための意識改革	
(2) 男女がともに社会活動へ参画するための環境整備	
(3) 男女が平等に支えあう自立した生活づくり	
7 平和教育の推進 .....	27
(1) 平和意識の育成	
(2) 平和教育の推進	
8 ボランティア活動の促進 .....	27
(1) 社会参加活動への意識の高揚	
(2) ボランティア活動への支援	
9 快適な地域づくりの推進 .....	28
(1) 地域づくりの推進	
(2) 安全な生活の確保	
(3) 快適な環境の確保	

第3章 生涯学習推進体制の整備	
1 生涯学習推進のための機関	30
(1) 市民意見の反映	
(2) 生涯学習推進組織の充実	
2 学習情報の提供	31
(1) 多様な学習情報の提供	
(2) 学習情報のネットワーク化	
(3) 学習相談の充実	
3 指導者の充実	32
(1) 指導者の養成	
(2) 指導者の発掘・活用	
4 学習成果の評価と活用の場の確保	33
(1) 学習成果を発表する機会の確保	
(2) 学習成果を生かすための支援	
5 学習の場の整備・充実	33
(1) 施設の活用	
(2) 施設の整備	

## 構想実現のために

1 市民の役割	34
2 市の役割	35

### 参考資料

中野市生涯学習推進本部要綱・中野市生涯学習推進会議規則	36
中野市生涯学習基本構想策定経過	38
中野市生涯学習基本構想策定委員会委員名簿	39

### 表紙写真

- ・ 北部公民館高齢者大学
- ・ 生涯学習市民のつどい

# はじめに

## 1 構想策定の趣旨

今日の科学技術の発展は、物質的な豊かさを生み出す一方で、生活の都市化、少子高齢化、高度情報化など社会環境の急激な変化をもたらしました。変容する時代の中で学習の重要性は、学校教育だけにとどまらず、人生全体を通じたものへと大きく広がっています。

生涯にわたる学習は、人生を心豊かで充実したものにするばかりでなく、これからの時代や社会を生きていくための指針を身につけることにもつながっていきます。また、それらの学習の成果を社会に役立てていくことも大切です。

国では、教育の憲法といわれる教育基本法が60年ぶりに改正（平成18年12月）され、生涯学習の理念「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」が明記されるとともに、国及び地方公共団体の責務も明らかにされました。

- ・だれでも学習情報をたやすく得られる。
- ・だれでも学習活動の場をたやすく確保できる。
- ・だれもがそれぞれの学習について支援を受けられる。
- ・だれもが学習の成果を社会に還元できる。

こうした市民一人ひとりの権利を保障していくことは、行政が率先して果たすべきものですが、同様に家庭・学校・企業をはじめとする身近な地域社会においても、積極的にすすめられることが必要です。

本市は、平成17年4月に旧中野市と旧豊田村が合併して、新しい中野市として出発しました。生涯学習推進の歩みについては、旧中野市では、平成6年3月に「中野市生涯学習基本構想」が、旧豊田村では平成12年3月に「豊田村生涯学習基本構想」がそれぞれ策定され、住民の学習活動を推進してきました。このことにより、さまざまな学習活動の取組みが見られるようになり、その成果を社会に役立てようとする動きも活発になってきました。

新市においては、平成19年3月に「中野市総合計画」が策定され、新市の将来像を「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」として、社会教育・生涯学習などの基本目標を「地域が育て地域が守る教育と文化のまちづくり」と決めました。

そこで、旧市村での生涯学習活動の成果を踏まえ、市民の誰もが、自ら学ぶことによって、自分らしい充実した人生を送ることができ、そのことを通じて地域に生かすことができる生涯学習環境の実現をめざし、その指針となる「中野市生涯学習基本構想」を策定します。

## 2 構想の性格

(1) 名称

この構想の名称は、「中野市生涯学習基本構想」とします。

(2) 期間

この構想の期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年とします。

(3) 性格

この構想は、中野市総合計画の基本目標である「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」を基調とし、「地域が育て地域が守る教育と文化のまちづくり」を指針として策定されています。

## 3 構想の構成

(1) 総論では、急激に変化している中野市の現状と、生涯学習を推進していくための課題を踏まえたうえで、本市が目標とする生涯学習社会の姿について述べています。

(2) 各論では、市民一人ひとりの自主的な学習活動を推進していくために、市民、行政、各種教育機関が連携し合って、生涯学習を推進していくうえでの基本方策について述べています。



一本木公園

# 中野市生涯学習基本構想

総論 生涯学習社会の展望

# 第1章 社会環境の変化

## 1 少子高齢社会の到来

少子化・高齢化に向けた取組みは、社会全体の課題です。平均寿命が伸び、高齢者人口が増加するのに加え、少子化が加速されているため、中野市においては、平成28年には老年人口割合は27.9%に達し、市民の4人に1人は65歳以上になると推計されています。

少子高齢化の進行は、人口構成のバランスが崩れることによる社会システムのゆがみなど、社会全体に深刻な影響を与えています。とりわけ労働人口の減少による現役世代への負担増加、社会保障負担の増加などによる国全体の活力の低下が懸念されています。

少子化の問題に対処するには、安心して子どもを産み育てることができる社会を築くことが必要となってきます。子育てに対する親の負担感を緩和し、環境整備を進め、社会全体で子育てを支えるシステムを構築していかなくてはなりません。

また、高齢者に対しては、福祉の充実はもちろん、人生を明るく充実したものとしていくための様々な支援が求められます。

生涯学習の場では、少子高齢社会が抱える課題を理解し、ともに生きていくという視点を育むため、あらゆる世代の市民に学習の情報や機会を提供していくことが必要です。

### 中野市の将来人口の推計値

区分		実績値		推計値	
		平成12年	平成17年	平成23年	平成28年
		2000年	2005年	2011年	2016年
総人口		47,845	46,788	46,247	45,361
年齢3区 分別人口	0-14歳	7,768	7,194	6,889	6,498
	15-64歳	29,976	28,879	27,747	26,195
	65歳以上	10,101	10,715	11,610	12,668
	0-14歳割合(%)	16.2	15.4	14.9	14.3
	15-64歳割合(%)	62.7	61.7	60.0	57.7
	65歳以上割合(%)	21.1	22.9	25.1	27.9
世帯数		14,204	14,589	15,527	16,285
平均世帯人数		3.37	3.21	2.98	2.79

(中野市総合計画より)

## 2 高度情報化・国際化の進展

IT革命と呼ばれる情報通信技術の飛躍的な発展は、社会の広範な分野に大きな変革をもたらし、インターネットや携帯電話などにより、個人が気軽にどこにいても世界中とアクセスできる環境が整いつつあります。

生涯学習において、情報通信技術の飛躍的な発展は、社会全体に対して学習機会を拡大し、市民一人ひとりの理解力・創造力を高めていく潜在力を持っています。この高度情報化の恩恵をすべての市民が享受できるようにするためには、情報機器やインターネットを自由に利用できる環境を整備するとともに、情報を使いこなす能力を身につけるための学習機会を広く提供していくことも必要になります。

一方、個人の孤立化や人間関係の希薄化、自然体験・社会体験の不足、有害情報の氾濫、ネットワーク上の規範や規則の問題など、情報化の進展に伴う陰の部分へどう対処していくかが重要な課題となっています。また、情報を使いこなす能力を持たない者が、社会において著しく不利な状況に陥らないよう、対策を考えていかななくてはなりません。

今後のさらなる情報通信技術の発展も視野に入れ、情報化の進展に対応できる能力を、生涯を通じて高めていくことができるような施策を展開していくことが必要です。

国際化の進展については、異なる文化・価値観を持った人々と交流する機会も増えてくることから、国際交流を支援するグループや国際感覚を持つ人材の育成が必要です。

地域社会においては、地域に住む外国人と共生し、相互理解を深めていくことや国際交流活動を進めていくことなどが求められます。

生涯学習の場では、市民が外国の言葉と文化を学ぶことや、地域に住む外国人が日本の生活や文化にふれる機会を提供するなど、積極的な交流活動を推進する必要があります。



国際交流連(シヨンシヨンまつり)

### 3 環境問題の顕在化

高度成長期における最も深刻な環境問題は産業公害問題で、特定の発生源からもたらされるものでした。

近年になると、市民一人ひとりの日常生活に起因する大気汚染や騒音、振動、水質汚濁といった生活型公害が加わり、生活水準の向上や生活様式の多様化に伴うごみの増大などが中心になるとともに、身近な自然環境保全の重要性が認識されるようになりました。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯林の減少をはじめとする被害は、影響がひとつの国や地域にとどまらず、地球規模にまで広がるため、人類共通の問題として、新たに環境問題の中心となってきました。

このような環境問題に対応し、地球環境と共生する社会を構築するためには、限りある資源を大切に、環境にやさしい循環型社会に転換していかなければなりません。ごみの減量と省エネルギー、地域の清掃活動や資源物回収など、家庭でできる環境保全活動は、市民生活の中で広く実践され、身近にある豊かな自然を守っていこうとする運動も行なわれるなど、市民の環境に対する意識は高まっています。

しかし、一方では産業廃棄物や家庭ごみの不法投棄などの問題も発生しており、環境保全に対する意識や取組みには、個々で大きな差異がみられます。

生涯学習の場では、環境問題への啓発活動を活発にすること、環境保全活動を実践している個人や団体を支援していくこと、環境問題に対する学習機会を広く提供していくことなど環境問題の改善に向けた取組みを行なっていくとともに、人々が自然とふれあう機会の充実を図る必要があります。



十三崖とチョウゲンボウ

## 4 社会生活の変化

科学技術の進歩は、人々が作業や移動などに費やす時間と労力を軽減してきました。また、医療技術の進歩などによって長寿社会が到来し、人生のなかで、定年退職後の占める時間が増大しています。

このような社会の変化は、人々に自由な時間の増加をもたらしました。その結果、自由時間に趣味や社会的活動に打ち込むことで、積極的に人生を楽しむ人々が増えています。

それに伴い、様々なライフスタイルが生まれ、人々の価値観も多様化しています。趣味や余暇に行なう活動も多様な広がりを見せ、人生観も多様化し、より個性あふれる生き方が選択されるようになりました。

学習に対するニーズも多様化し、学習内容や活動の場も多岐にわたっています。

市民一人ひとりが、生涯にわたって、いつでも自由に、あらゆる機会にあらゆる場所において学ぶことができ、学んだ成果が様々な場面で適切に生かすことのできる生涯学習社会の形成が求められています。



上空から見た中野市

## 第2章 生涯学習の展開

### 1 生涯学習とは

教育基本法では、「生涯学習の理念」として、第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

生涯学習は、学校での教育活動はもちろん、地域の公民館などでの学習、スポーツ、レクリエーションや文化芸術活動など、子どもから高齢者まで、趣味や教養、生きがい、職業上やキャリアアップのための学習など、自己の充実や生活の向上のために、自分に合った手段と方法を自ら選んで、生涯にわたってあらゆる機会に行われる学習のことです。

### 2 生涯学習基本構想の考え方

「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」をめざして、市民が「いつでも、どこでも、だれもが」学びたいときに学べる活動を推進していく必要があります。

平成19年3月に策定しました、中野市総合計画のなかで市のめざすべき姿として

- ・ 市民一人ひとりに開かれた市民参加と協働のまちづくり
  - ・ 思いやりと地域の連帯で支える健康福祉のまちづくり
  - ・ 子どもの元気をふるさとの未来につなげるまちづくり
  - ・ 地球環境との共生と豊かな心の人間社会づくり
  - ・ 産業が連携し、新しい価値を生み出すまちづくり
  - ・ 地域が育て地域が守る教育と文化のまちづくり
  - ・ 安全・快適で機能的な都市基盤づくり
- としています。

これらを踏まえた「生涯学習のまちづくり」の実現に向けて、努力するものです。



柳沢遺跡



埋納坑(銅戈・銅鐔)(写真提供:長野県埋蔵文化財センター)

# 中野市生涯学習基本構想

各論 生涯学習社会を築く基本方策

# 中野市生涯学習基本構想体系

## 第一分類

## 第二分類

中野市総合計画

緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち

中野市生涯学習基本構想

市民が学び、地域で生かし、みんなで創る 元気な生涯学習のまちをめざして

あらゆる学習機能の活性化

- 1 家庭教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育の充実
- 4 職業能力の向上

多様な学習活動の推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 スポーツ活動の振興
- 3 文化芸術活動の振興
- 4 交流活動の推進
- 5 人権教育の充実
- 6 男女共同参画社会の推進
- 7 平和教育の推進
- 8 ボランティア活動の促進
- 9 快適な地域づくりの推進

生涯学習推進体制の整備

- 1 生涯学習推進のための機関
- 2 学習情報の提供
- 3 指導者の充実
- 4 学習成果の評価と活用場の確保
- 5 学習の場の整備・充実

### 第三分類

- (1) 家庭の教育力の向上
  - (2) 健やかな子どもを育てる環境づくり
  - (3) 子育て支援体制の充実
  - (4) 乳幼児教育の充実
- 
- (1) 学校教育の推進
  - (2) 地域との連携の強化
- (1) 青少年の学習活動の充実
  - (2) 成人の学習活動の充実
  - (3) 障害者の学習活動の充実
  - (4) 高齢者の学習活動の充実
- 
- (1) 職業教育の充実
  - (2) 職業能力形成機会の充実
  - (3) 地域産業の育成
- 
- (1) 健康づくりの推進
- (1) スポーツ・レクリエーションの振興
  - (2) 社会体育施設の整備と充実
- 
- (1) 文化芸術活動の推進
  - (2) 文化施設の整備と活用
  - (3) 文化財の保存と活用
- 
- (1) 都市間交流の推進
  - (2) 国際交流の推進
- 
- (1) 人権意識の高揚
  - (2) 人権教育の推進
- 
- (1) 男女共同参画のための意識改革
  - (2) 男女がともに社会活動へ参画するための環境整備
  - (3) 男女が平等に支えあう自立した生活づくり
- 
- (1) 平和意識の育成
  - (2) 平和教育の推進
- 
- (1) 社会参加活動への意識の高揚
  - (2) ボランティア活動への支援
- 
- (1) 地域づくりの推進
  - (2) 安全な生活の確保
  - (3) 快適な環境の確保
- 
- (1) 市民意見の反映
  - (2) 生涯学習推進組織の充実
- 
- (1) 多様な学習情報の提供
  - (2) 学習情報のネットワーク化
  - (3) 学習相談の充実
- 
- (1) 指導者の養成
  - (2) 指導者の発掘・活用
- 
- (1) 学習成果を発表する機会の確保
  - (2) 学習成果を生かすための支援
- 
- (1) 施設の活用
  - (2) 施設の整備

# 第1章 あらゆる学習機能の活性化

## 1 家庭教育の充実

家庭は家族のきずなを深めるとともに、子どもが社会に必要な人格や生活習慣を形成するための基盤として大変重要です。

しかしながら、核家族化の進行や子どもの数の減少、近所の人々との連携の希薄化が進むとともに家庭の教育力は低下していると言われています。特に近年は、親の育児不安、子どもへの虐待、家庭内暴力などが深刻な社会問題となっていて、その対策が求められています。また、朝食の欠食等の食習慣や不規則な就寝時間も心配されています。

家庭教育の重要性を啓発するとともに、その学習機会を提供し、学校や地域社会との連携を密にして家庭の教育力を高めていくことが大切です。

### (1) 家庭の教育力の向上

- ① 家庭は、家族がお互いの人格を尊重し、協力し合って築いていくものです。家族が共同して家庭教育を行なうことの大切さを啓発します。
- ② 家庭教育について相談や支援のできる環境づくりを推進します。
- ③ 基本的な生活習慣を形成するため、読書や外遊び・スポーツなどの様々な活動や「早寝早起き朝ごはん」運動の大切さを啓発します。

### (2) 健やかな子どもを育てる環境づくり

- ① 家庭、学校、地域の教育機能を充実し、お互いに協力体制を築き、健やかな子どもを育てるための環境づくりを推進します。
- ② 家庭と地域との連携を深めていくために、子どもたちが遊びながらのびのびと交流できる場や機会を地域に設けます。



家庭教育学級（中央公民館）

### (3) 子育て支援体制の充実

- ① 親の子育てに関する不安や悩みを解消するため、相談事業や情報提供等、子育て相談に関する事業を推進します。
- ② 親たちの子育てについての学習会・交流会や仲間づくりなどを支援するとともに、保育を充実させ、育児中の親が学習活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

### (4) 乳幼児教育の充実

- ① 乳幼児期は、心身の基礎が形成される大切な時期です。乳幼児の健康に留意しながら、親子や家族のふれあい、友達との遊びや交流を通じて、人とのかかわりを持つ力、自然とのふれあいや身近な環境とのかかわりを深める力を養っていくことに努めます。
- ② 乳幼児の健全な成長を促進するために、家庭、地域、幼稚園、保育所、小学校が適切な役割分担をするなかで相互に連携を図り、教育環境の整備に努めます。
- ③ 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習機会や情報の提供に努めます。



誕生会のパネルシアター（中央子育て支援センター）

## 2 学校教育の充実

複雑多様化する社会にあって、時代の変化に適切に対応しながら、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていく力を持ち、活力ある地域を築き、支えていく意欲と実践力を備えた人づくりが求められています。

そのため、新たな時代に対応した教育の充実や郷土を誇りに思う心を育てる教育を推進するとともに、家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進する必要があります。

### (1) 学校教育の推進

- ① 児童生徒に応じた指導を通して、学力の基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成します。
- ② 各学校の学校教育目標の具現化を図るため、特色ある教育を推進します。
- ③ 情報活用能力を身につけるための情報教育を推進します。
- ④ 異文化理解の向上を図るため、児童生徒の国際教育を推進します。
- ⑤ 障害のある児童生徒への理解を深め、自立と社会参加を図るため、就学相談や教育相談を綿密に行い、一人ひとりに応じた教育内容を充実します。

### (2) 地域との連携の強化

- ① 学校評議員制度等の活用を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ② 家庭、学校、地域、行政が連携し、発達段階に応じた生活体験を通して他人を思いやる心豊かな人間性を育てる教育を推進します。
- ③ 学校を利用して、地域に根ざした学習の場を提供します。
- ④ 高等学校の持つ専門的な教育機能と地域社会との結びつきについてさらに検討を進めます。



しめ縄作り(平野小)

### 3 社会教育の充実

すべての市民が、日常的に必要な知識、教養を高め、様々な社会変化から生じる生活上の課題に役立つ学習や心の豊かさ、うるおいなどを求める学習が大切となってきています。

公民館、図書館をはじめとする生涯学習施設は、市民の学習活動を支える多種多様な学習機会を提供する中核的な役割を担っております。青少年や成人などの学習活動に対しては、各機関が役割を十分に果たしながら、学校等とも多面的に連携することや地域における分館等の場を活用することも必要です。

また、障害のある人や高齢者が学習活動に取り組む環境を整備することも、社会教育の充実に重要です。

#### (1) 青少年の学習活動の充実

- ① 次代を担う心身ともに健やかな青少年を育成するため、家庭、学校、地域が連携をとり、健全育成活動や非行防止活動、環境浄化活動の推進を図ります。
- ② 豊かな心と体を育むため、自然の中での野外活動や生産活動などの自然環境にふれる機会の拡充を図り、連帯性や社会性が身につくような体験活動の充実を図ります。
- ③ 青少年が地域社会の諸活動を通じて自主性や責任感を育むため、地域行事等への参加を呼びかけるとともに、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動、交流活動等を推進します。
- ④ 青少年の国際感覚を養い、視野を広げるため、国際交流を積極的に推進します。



親子ふれあい魚つかみどり(夜間瀬川)

## (2) 成人の学習活動の充実

- ① 新しい知識や技術の習得、趣味、教養、福祉、環境、地域の抱える問題など幅広い学習機会の充実を図り、学習活動の活発化を推進します。
- ② 成人の自主的な学習活動を支援するため、参加しやすい学習機会の提供を図ります。



ガーデニング教室（中央公民館）

## (3) 障害者の学習活動の充実

- ① 障害のある人の自立と社会参加を進めるために、知識・技術の習得機会の充実を図ります。
- ② 障害のある人もない人も、障害についての正しい理解と認識を身につけ、地域で共にくらししていく社会をめざすための意識啓発を推進します。

#### (4) 高齢者の学習活動の充実

- ① 高齢者がいつまでも住みなれた地域で交流を保ち、積極的に社会参加し、いきいきと元気に暮らせる社会を築くため、保健、福祉、医療、教育など幅広い分野から総合的に学習できる環境づくりを推進します。
- ② 生きがいを持った元気な高齢者づくりのため、各種施策を積極的に推進するとともに、知識・経験・技術を活かした社会貢献の機会の確保を図ります。



高齢者大学（中央公民館）



## 4 職業能力の向上

近年は、経済の低成長化や、雇用形態の変化による雇用の不安定化など、雇用環境は大きく変化しており、同時に訪れた情報化の進展や高齢社会の到来により、幅広い年齢層の人々に様々な職業能力が求められるようになっていきます。

一方、定職に就かない若者や、自らの可能性を追求し、生かしていく機会を喪失した若者が増え、大きな社会問題になっています。

こうした状況のなか、今、重要性が叫ばれているのが職業教育の充実です。

幅広い年齢層の人々が、将来の職業を自らの意思と責任で選択し、働くことの意義を理解すると同時に、専門的な知識・技能を習得する機会を広げていくことが大切です。

### (1) 職業教育の充実

- ① 定職に就かない若者が増えていることから、社会人となる前に知っておくべき労働関係の基礎知識を習得するため、長野県で実施している卒業期の学生、生徒を対象にした、新社会人ワーキングセミナーの更なる充実が求められます。
- ② 勤労青少年ホームの利用について、広く周知するとともに、豊かで自主性と創造性を培った、勤労青少年を育成するための学習の場として利用の促進を図ります。

### (2) 職業能力形成機会の充実

- ① 中高高等職業訓練校運営に対する助成を通し、勤労者の職業訓練及び技術習得をめざした職業教育を進めます。
- ② 中野地域職業訓練センター運営に対する助成を通し、職業教育の充実を図ります。
- ③ 職業能力を高めるための身体障害者雇用人材育成事業を進めます。

### (3) 地域産業の育成

- ① 新技術・新製品の開発や特許、実用新案取得等、企業活動への支援を進めます。
- ② 農業技術取得の研修費補助など、新規就農者への支援を行います。
- ③ 消費者ニーズに対応した新しい作物の導入、新品種の開発、普及、生産技術の革新等に対する支援を進めます。
- ④ 地域の伝統と文化を生かした特色のある産業の育成に努めます。
- ⑤ 経営の安定と近代化を図るため、経営指導員等による経営相談、技術指導等の支援を行います。



建築科訓練風景（中高高等職業訓練校）



信州きのこマイスター認定講座（中野地域職業訓練センター）

## 第2章 多様な学習活動の推進

### 1 健康づくりの推進

人は誰でもしあわせで充実した生活を営むため、心身ともに健康でありたいと願っています。日常生活でのバランスのとれた栄養・運動・休養のとり方を学び、「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持って、健康づくりを進めることが大切です。

このため、市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期まで、人生の各時期に応じた健康づくりについて、知識や技能を習得できるよう支援していく必要があります。

また、高齢者がいつまでも住みなれた地域で元気に自立した日常生活を継続するためには、要支援・要介護状態をできる限り予防し、介護・福祉・健康等について、様々な面から支援していく必要があります。

#### (1) 健康づくりの推進

- ① 乳幼児から高齢者まで、一人ひとりのライフステージに応じた健康教育の充実を図るため、栄養・運動・休養についての必要な知識の習得と日常生活における実践の普及を進めます。
- ② 健康づくりのイベントなどによる健康増進意識の高揚と、運動習慣の定着を図ることにより、健康づくり運動を推進します。
- ③ 料理講習会や栄養指導、栄養相談などを開催し、食生活に関する知識の普及と技術の習得を図ります。
- ④ 歯科講座、歯科相談などを開催し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。
- ⑤ 介護予防に関する知識の普及を図るとともに、関係機関と連携した介護サービスを推進します。



料理講習会（そば打ち講座）

## 2 スポーツ活動の振興

ライフスタイルの変化や健康志向の広がりに伴い、日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむ市民が増える一方、健康、体力づくりのほか、地域におけるコミュニケーションを深めたり、競技を観戦して楽しむことなど、スポーツ活動も多様化しています。

市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、啓発活動やスポーツ教室の開催、イベントの開催などを通じた生涯スポーツ振興が望まれます。

また、市民の主体的なスポーツ活動が活発に展開されるためには、各スポーツ団体による積極的な活動が期待されます。

### (1) スポーツ・レクリエーションの振興

- ① 幼児から高齢者までスポーツ・レクリエーションの楽しさを啓発し、生涯スポーツに関する意識の高揚を図ります。
- ② 多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように、各種スポーツ教室や競技大会を開催します。
- ③ 各種スポーツの競技力向上を図るため、スポーツ少年団、体育協会等スポーツ団体の活動を支援します。

### (2) 社会体育施設の整備と充実

- ① スポーツの振興のため、体育施設の整備・充実に努めます。
- ② 身近にスポーツを楽しむため、学校開放事業の一層の推進に努めます。



カチューシャふるさとマラソン大会

### 3 文化芸術活動の振興

文化芸術活動は、生活に潤いをもたらし、地域における連帯感を育み、豊かな地域社会を創造するうえで大切であり、文化芸術活動への気運も高まっています。

このため、市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しめる環境づくりを推進するとともに、主体的・創造的な文化芸術活動を支援していく必要があります。

また、豊かな歴史に育まれた伝統文化には、それ自体に価値があるだけでなく、新たな文化を醸成させるためにも大切なものであり、保存し、次代に継承していく必要があります。

#### (1) 文化芸術活動の推進

- ① 文化芸術に対する市民の関心や理解を深めるとともに、既存の文化団体の充実、市民の自主的な文化芸術活動を促す市民組織の設立や支援に努めます。
- ② 優れた水準の文化芸術に触れることができる機会を提供するとともに、市民生活に文化芸術が息づく心豊かな地域づくりを推進します。
- ③ 市民一人ひとりが文化芸術に親しむことで、生活に潤いを求められる施策を推進します。

#### (2) 文化施設の整備と活用

- ① 市民が自主的に活動し、相互理解を深め、より活発な文化芸術活動を推進するための拠点施設の役割が重要なことから、新たな文化施設を整備します。
- ② 多様なニーズに対応するため、既存の諸施設の有効活用を図ります。



晋平・辰之メモリアル

### (3) 文化財の保存と活用

- ① 地域に残る文化財を保護するため、文化財を大切にする意識の高揚を図るとともに、文化財の保存活動や歴史に関する学習活動を支援します。
- ② 文化財を後世に伝えるため、基礎調査や文化財の指定等を推進し、保護していくとともに、地域の伝統文化の後継者の保護・育成を図ります。
- ③ 文化財や伝統文化を身近なものとして市民に親しんでもらうため、啓発活動に努めるとともに、展示や活用の効果的な運用を図ります。
- ④ 地域に根ざした伝統文化行事への参加促進を図り、後世に伝えるよう努めます。
- ⑤ 学習を通じて、歴史や伝統を生かした新しいまちづくりが推進されるよう支援します。



上今井諏訪社太々神楽



国指定史跡 高梨氏館跡

## 4 交流活動の推進

本市は、宮城県仙台市、大分県竹田市と音楽姉妹都市を、茨城県北茨城市と姉妹都市を、静岡県磐田市と友好都市を、それぞれ提携しています。

地域の活性化のためには、姉妹都市交流などの様々な分野で交流を進め、交流都市双方の活性化につながる交流活動を推進していく必要があります。

経済のグローバル化等から、本市においても外国人登録者数が増え、海外との交流の機会が増加し、生活面でも国際化が進んでいます。このことから、急速に進む国際化に対し、市民の国際感覚の意識向上を図るために、国際交流のより一層の推進が求められており、そのために、国際交流事業の推進が必要です。

### (1) 都市間交流の推進

- ① お互いの地域特性を生かし合いながら、姉妹都市、音楽姉妹都市、友好都市とさらに交流を深めていきます。
- ② 地域の活性化や文化の相互発展を図るため、広く市民レベルの都市間交流を促進します。



姉妹都市交流（北茨城市）

### (2) 国際交流の推進

- ① お互いの文化を理解するため、外国出身者や関係団体などによる交流活動を充実させるとともに、国際感覚を身に付けるための外国語講座を提供し、文化交流を促進します。
- ② 外国出身の方が、地域などで言語や文化の違いによる不都合、不便が生じないよう日本語教室を開催します。
- ③ 国際交流活動に携わる個人やボランティア団体に対する支援を充実させます。

## 5 人権教育の充実

人権尊重、人権擁護は、国際的にも大きな課題となっています。

だれもがしあわせで明るく、住みよい社会をつくるには、お互いの人権を認め合い、尊重し合わなければなりません。

本市では、さらなる人権意識の高揚を図り、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい社会の実現を図っていく必要があります。

### (1) 人権意識の高揚

- ① 人権意識の育成は、あらゆる場面で機会をとらえて適切に行うことが重要です。このため、家庭、学校、社会が連携して、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害のある人、子ども、在住外国人などに対する差別をなくすよう相談体制及び人権教育・人権学習の拡充に努めます。

### (2) 人権教育の推進

- ① 市民一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の共生社会を実現するため、あらゆる場を通じて啓発活動や学習機会の拡充に努めます。
- ② 教育関係者などの研修機会の充実を図り、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校と系統的な人権教育を推進します。



人権センター人権教育講座

## 6 男女共同参画社会の推進

長い歴史や習慣のなかで形づくられた性別による差別は依然存在しています。すべての市民が性別にかかわらずお互いの生き方を尊重し合い、個性豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現を図っていく必要があります。

### (1) 男女共同参画のための意識改革

- ① 人々の意識の中には、長い時間をかけて形づくられた性別に基づく固定的な役割分担意識が依然存在します。男女平等への意識改革を図るため、啓発の推進や学習機会の提供を行います。

### (2) 男女がともに社会活動へ参画するための環境整備

- ① 男女がともに働きやすい環境づくりのための周知啓発、各種制度の普及、促進を図ります。
- ② 女性が参画しやすい環境づくりを進めるとともに、女性自身が社会のあらゆる分野で積極的に責任を果たしていくための意識づくりと、力をつけるための支援を進めます。

### (3) 男女が平等に支えあう自立した生活づくり

- ① 男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がともにお互いの性を尊重しながら生きていくことは大変重要なことであり、そのための啓発に努めます。



男女共同参画フェスティバル

## 7 平和教育の推進

平和を求めることは、世界の人々の願いです。平和を希求する日本国憲法を大切に、再び戦争の惨禍を繰り返さないために、平和な国際社会の実現をめざすことが必要です。

### (1) 平和意識の育成

- ① 平和を願う心を養い、武力や暴力によらない解決を大切にする市民意識の育成に努めます。

### (2) 平和教育の推進

- ① 平和な国際社会を実現するため市民一人ひとりの平和意識を高め、あらゆる場を通じて戦争の悲惨さ、平和の大切さを発信し、そのための啓発活動に努めます。
- ② 青少年に戦争の真実と悲惨さを伝えるとともに、平和の意義について考え、学習を深めることを推進します。



中学生被爆地派遣（広島市）

## 8 ボランティア活動の促進

ボランティア活動は、相手に対する一方的な援助活動ではなく、互いの気持ちを理解し支え合うという対等な人間関係を基本に、自分が持っている知識・技術などを生かしながら、相手からも学ぶ自発的で相互的な活動であり、自己実現を図るという大きな意味があります。

ボランティア活動を理解し、積極的に活動に参加する市民が増え、心と心がふれあう、ぬくもりのある社会を築いていくことが必要です。

### (1) 社会参加活動への意識の高揚

- ① 市民一人ひとりが生涯学習の成果をボランティア活動に生かしていけるように、社会参加の相談や情報の提供、活動領域の紹介等を行い、市民意識の高揚を図ります。

- ② 学校、民間団体、社会福祉協議会などと連携しながら、ボランティア活動への参加促進を図ります。

## (2) ボランティア活動への支援

- ① 様々なボランティア活動をする団体・個人の育成と活動を支援します。
- ② ボランティア活動を希望する人への情報の提供、活動相談などの充実に努めます。



ボランティアアドバイザー養成講座(社会福祉協議会)

## 9 快適な地域づくりの推進

社会環境の変化に伴い、地域社会にもさまざまな影響が出てきていますが、多くの市民は、安全で快適な環境のもとで暮らしたいと願っています。

地域の課題を解決し、快適な環境のもとで安心して生活するためには、お互い学び合い支え合う学習活動を展開し、地域ぐるみでの活動を推進していく必要があります。

## (1) 地域づくりの推進

- ① 公益を担う多様な主体（市民、区、NPO、ボランティア、企業等）が、行政と役割を分担し、ともに課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。
- ② 地域により良い環境を築くため、郷土のすばらしさを再発見するなどの学習活動を推進します。
- ③ 地域全体で生涯学習に取り組む気運を高め、地域で必要となる施設の整備や環境づくりを支援します。

## (2) 安全な生活の確保

- ① 犯罪のない明るい社会をつくるため、市民の防犯意識の高揚を図り、市民一人ひとりが連携し、地域から暴力や犯罪をなくしていけるように支援します。
- ② 交通事故防止のため、幼児から高齢者に至るまで一貫した交通安全教育及び指導の充実を図ります。
- ③ 災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、日頃から、防災に関する学習や訓練を実施し、防災に関する住民意識の高揚を図ります。
- ④ 消費者トラブル等を未然に防止するため、消費生活に関する的確な情報提供を行う各種啓発や消費相談等の充実を図ります。

## (3) 快適な環境の確保

- ① 市民一人ひとりが自然のメカニズムや人間と自然とのかかわりについて理解を深め、自然と共生を考えた生活ができるよう、学習機会を充実させます。
- ② 河川や湖沼の浄化、都市の緑化、環境美化やごみの分別・処理など身近な環境問題を、市民一人ひとりの問題として理解し、快適な生活環境づくりを進めていくことができるよう、啓発活動を推進します。
- ③ 省資源・省エネルギー運動、リサイクル運動などを地域ぐるみで行うことができるよう、支援体制の充実を図ります。



浜津ヶ池

# 第3章 生涯学習推進体制の整備

## 1 生涯学習推進のための機関

市民の学習に対する気運の高まりや広がりを支え、市民の多様な学習活動が主体的に行われるために、生涯学習推進体制を整備していく必要があります。

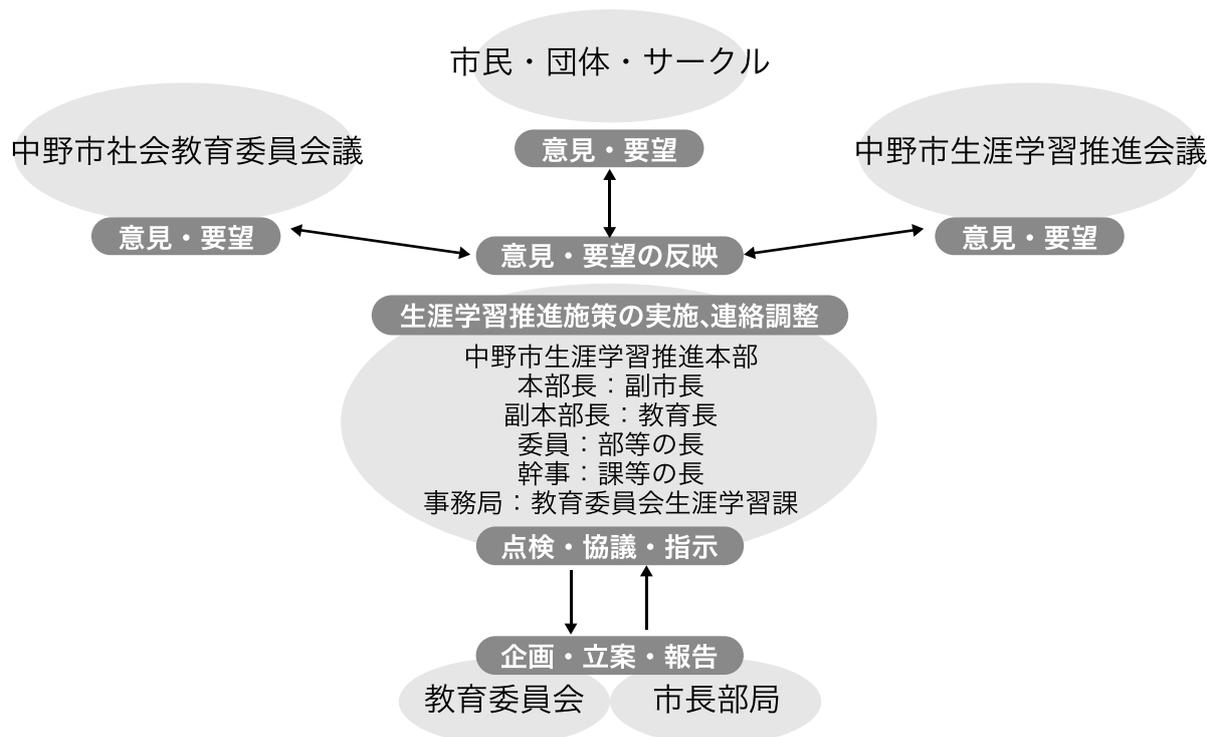
### (1) 市民意見の反映

- ① 生涯学習のまちづくりの推進にあたっては、学識経験者、団体の代表者等で構成された中野市社会教育委員会、中野市生涯学習推進会議や中野市生涯学習推進本部との連携を図りながら、市民の意見を施策に反映させていきます。
- ② 生涯学習のまちづくりのために、中野市社会教育委員及び中野市生涯学習推進会議委員が、必要に応じて研修や視察を実施できるように努めます。

### (2) 生涯学習推進組織の充実

- ① 中野市生涯学習推進本部において、生涯学習関連事業を連絡調整し、市民の多様な学習要求に応える施策を総合的に推進します。
- ② 施策を進める一人ひとりが、生涯学習推進の意識を持ち、生涯学習のまちづくりの推進に努めます。

## 中野市生涯学習推進体制



## 2 学習情報の提供

学習活動を進めるためには、市民の要求に応じた学習情報の提供や主要な学習施設等  
における相談活動の充実など、市民の学習活動を支援する必要があります。

### (1) 多様な学習情報の提供

- ① 市民が学習活動を進めるために、行政が提供する各種の学習情報を取りまと  
めて提供します。
- ② 市民の学習要求に応じるため、イベント情報、団体・サークル情報、人材情  
報などの収集と提供を図ります。

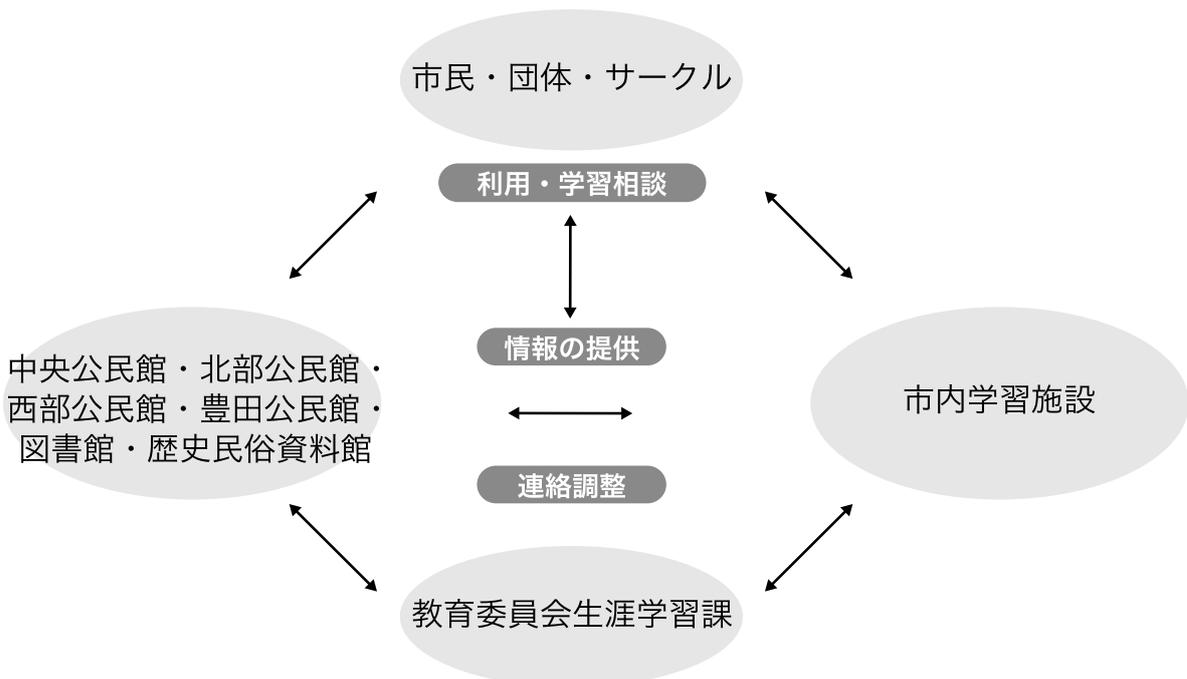
### (2) 学習情報のネットワーク化

- ① 県及び他市町村をはじめ関係団体などとの情報をネットワーク化し、広域的な  
学習情報の提供を推進します。
- ② 市民がインターネットを通じて生涯学習に関する情報を収集することができるよ  
う、ホームページの充実を図ります。

### (3) 学習相談の充実

- ① 市民の学習相談に応じられるように、公民館、図書館などの社会教育施設に  
おける相談窓口の充実と、関係機関等との連携を図ります。
- ② 市民の多様な学習相談に応じられるように、社会教育施設の職員等に研修の  
機会を設け育成を図ります。

## 学習施設の連携



### 3 指導者の充実

多種多様に存在する学習活動を進めるためには、それぞれの学習の目的、内容、レベルにあった学習活動を支援し、助言する人の役割が重要です。

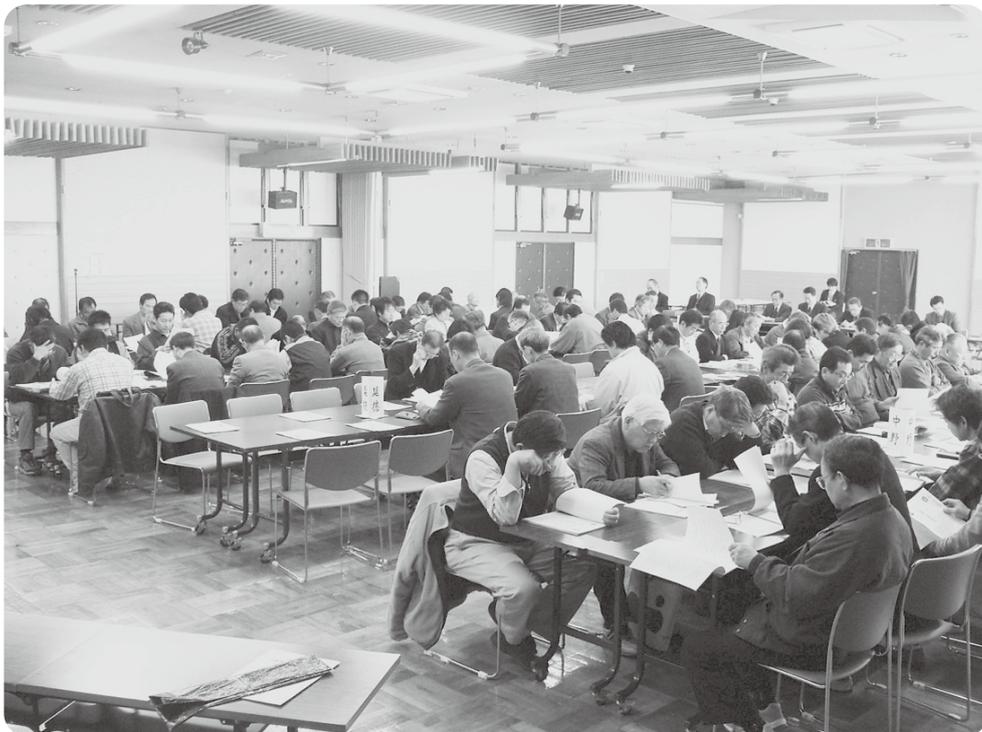
そのため、各分野の指導者や各種ボランティア指導者を発掘、養成していく必要があります。

#### (1) 指導者の養成

- ① 様々な団体活動グループやサークルの活動を一層盛んにするため、団体・地域のリーダーなど、指導者の養成に努めます。
- ② 生涯学習推進に関するあらゆる分野の職員に対し、研修会や講習会に参加する機会を拡充し、資質の向上を図ります。

#### (2) 指導者の発掘・活用

- ① 専門的な知識・技能を持った市民が指導者として活動できるように、生涯学習人材登録制度の充実と活用を図ります。



分館長・主事研修会

## 4 学習成果の評価と活用の場の確保

学習活動を通じて得た成果を適正に評価されることは、さらに学ぶ人の学習意欲を高めることとなります。

また、さらなる学習意欲を喚起するためには、身につけた能力を社会の中で生かしていくことが出来るように、社会環境を整備していく必要があります。

### (1) 学習成果を発表する機会の確保

- ① 学習成果を発表する機会の充実を図り、学習の成果が多くの人に評価され、次の学習意欲を引き出せるような仕組みづくりに努めます。

### (2) 学習成果を生かすための支援

- ① 学習成果を地域活動などに生かすことができるような体制整備が望まれます。



芸能祭

## 5 学習の場の整備・充実

学習活動を円滑に進めていくためには、学習活動が行われる場を確保することが重要です。そこで、市民の要求に応じていくため、公民館、図書館、学校、体育施設などの施設の充実や連携に努めていく必要があります。

### (1) 施設の活用

- ① 中央公民館、北部公民館、西部公民館、豊田公民館、図書館、歴史民俗資料館を、生涯学習の拠点となる施設と位置づけ、市民の学習活動を支えるとともに、生涯学習実践の場としての活用を推進します。
- ② 勤労青少年ホーム、働く婦人の家、中山晋平記念館、高野辰之記念館などの学習施設や各種体育施設においても、連携を進め、情報の共有やネットワーク化を図ります。
- ③ 学校施設を生涯学習活動の場として、一層開放されるように努めます。

### (2) 施設の整備

- ① 生涯学習の場としての機能をより高めるため、各種施設の整備・充実を図ります。

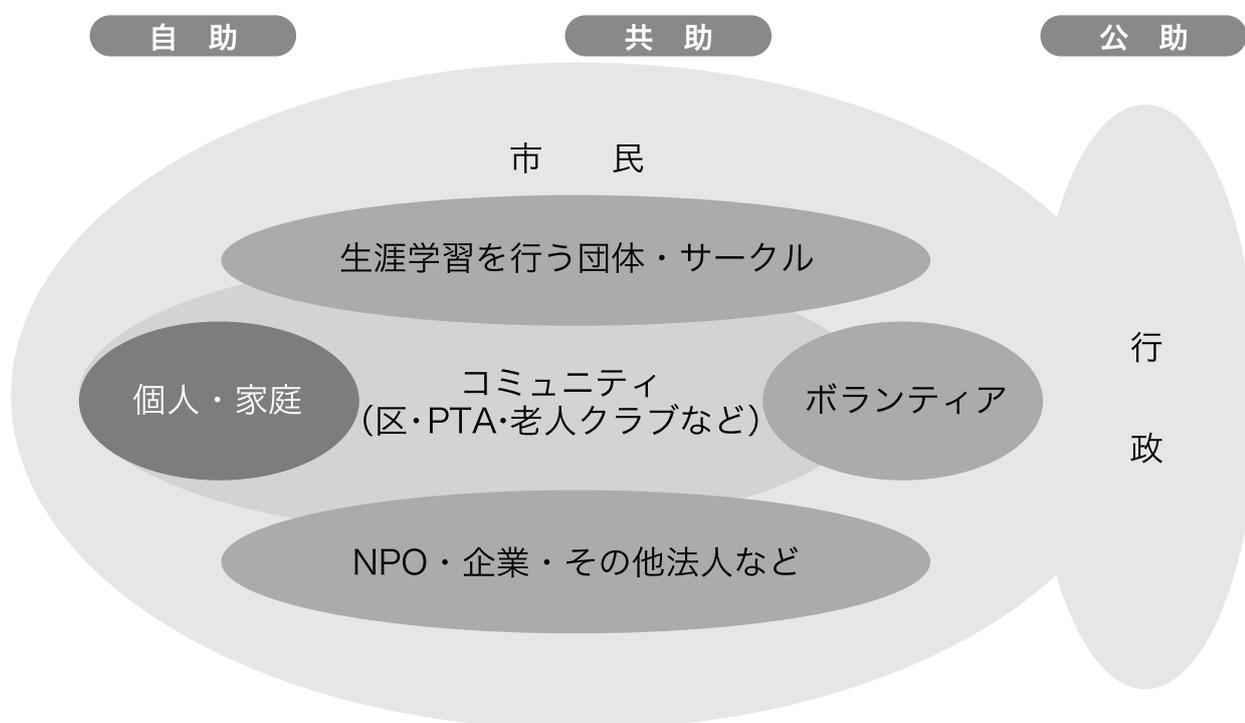
## 構想実現のために

市民の学習活動を活発にするためには、市民と行政が円滑なパートナーシップを確立し、協働による生涯学習のまちづくりを推進することが必要です。

### 1 市民の役割

市民が自主的に学習に取り組み、学習した成果を地域や社会で生かすことを期待します。

## 「協働」による生涯学習まちづくりのイメージ



**【自助】** 自分だけの責任で、自分自身が行うこと。(自ら行う学習活動)

**【共助】** 自分だけでは、解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。(市民、地域、行政などが協力して行う学習活動や施策)

**【公助】** 個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、行政が行うこと。(行政が行う学習活動や施策)

## 2 市の役割

市民の学習活動を尊重し、市民の自主的な学習活動に対する支援をします。  
 そして、ともに連携・協力を取り合い、市民に理解を求めながら、生涯学習  
 関連事業を推進します。

### 生涯学習におけるさまざまな協働のかたち



**B 型**：市民の活動や事業に行政が支援



**C 型**：初動段階から協働



**D 型**：行政が実施する事業への参加・参画



#### 生涯学習における取組みの例

- ・市民が行う学習活動に対する支援や環境整備
- ・学習成果の発表機会の提供など

- ・各種イベント・大会・教室事業の企画・実施
- ・各種まちづくり
- ・学習成果の活用など

- ・行政が主催する講座や大会への参加
- ・行政への意見や情報の提供
- ・ボランティア活動での協力など

## 参考資料

### 中野市生涯学習推進本部要綱

(設置)

第1条 生涯学習のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、中野市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、市の行う生涯学習に関する施策について、総合的な企画及び調整に関する事項とする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、委員及び幹事をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の種類)

第5条 本部の会議は、委員会及び幹事会とする。

(委員会)

第6条 委員会は、所掌事務に関する基本方針を協議する。

- 2 委員会は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、所掌事務に関する調査、研究及び委員会の部務の執行に必要な事項を処理する。

- 2 幹事会に、幹事長を置き、教育次長をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理する。
- 4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代理する。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則（平成17年4月1日教育委員会告示第9号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教育委員会告示第19号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育委員会告示第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日教育委員会告示第5号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

○別表第1（第3条関係）

職名	職名
総務部長	建設水道部長
健康福祉部長	消防部長
福祉事務所長	豊田支所長
子ども部長	会計管理者
くらしと文化部長	教育次長
経済部長	議会事務局長

○別表第2（第3条関係）

職名	職名
庶務課長	男女共同参画推進室長
政策情報課長	農政課長
財政課長	商工観光課長
税務課長	道路河川課長
地域振興課長	都市計画課長
健康長寿課長	上下水道課長
福祉事務所次長	消防課長
福祉課長	学校教育課長
子育て課長	生涯学習課長
保育課長	南部学校給食センター所長
環境課長	中央公民館長
文化振興課長	図書館長
スポーツ振興課長	議会事務局次長
市民課長	農業委員会事務局長
人権政策課長	

## 中野市生涯学習推進会議規則

（設置）

第1条 生涯学習のまちづくりについて調査研究するため、中野市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進会議は、委員25人以内で組織し、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課で行う。

附 則（平成17年4月1日 教育委員会規則第19号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## ○中野市生涯学習基本構想策定経過○

### 平成19年

- 4月20日 中野市生涯学習基本構想策定委員会設置要綱制定
- 5月中 中野市生涯学習基本構想策定委員の公募・人選
- 6月 1日 第1回中野市社会教育委員会議
- 6月25日 第1回中野市生涯学習推進会議
- 7月 2日 中野市生涯学習基本構想策定委員会委員委嘱
- 7月13日 第1回中野市生涯学習基本構想策定委員会
- 7月中 生涯学習に関する意見募集（広報・CATV等）：意見提出1名
- 7月31日 第1回中野市生涯学習推進本部幹事会
- 8月10日 第2回中野市生涯学習基本構想策定委員会
- 8月・9月 生涯学習に関するアンケート調査実施
- 10月 1日 第3回中野市生涯学習基本構想策定委員会
- 10月25日 第2回中野市生涯学習推進本部幹事会
- 11月 5日 第2回中野市社会教育委員会議
- 11月12日 第4回中野市生涯学習基本構想策定委員会
- 12月・1月 パブリックコメントの実施（12月6日～平成20年1月7日）

### 平成20年

- 2月28日 第1回中野市生涯学習推進本部委員会
- 3月 3日 第3回中野市社会教育委員会議
- 第5回中野市生涯学習基本構想策定委員会
- 3月 基本構想策定

○中野市生涯学習基本構想策定委員会委員名簿○

役 職	氏 名	機 関 団 体 名
委員長	宮本 和義	社 会 教 育 委 員
委員長代理	小島 佐和子	社 会 教 育 委 員
委 員	浦野 仁里	社 会 教 育 委 員
委 員	柴垣 顕郎	社 会 教 育 委 員
委 員	竹内 晋一	社 会 教 育 委 員
委 員	武田 良文	社 会 教 育 委 員
委 員	宮寄 三雄	市 公 民 館 運 営 審 議 会 市 社 会 福 祉 協 議 会
委 員	関 孝一	市 文 化 財 保 護 審 議 会
委 員	神田 春美	市 保 健 補 導 員 会
委 員	高橋 正人	市 青 少 年 健 全 育 成 会 連 絡 協 議 会
委 員	西澤 啓行	市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
委 員	番場 信義	J A 中 野 市
委 員	原 信重	中 野 商 工 会 議 所
委 員	土屋 定久	中 野 地 域 職 業 訓 練 セ ン タ ー
委 員	栗林 淳子	公 募 委 員

## **中野市生涯学習基本構想**

発行日 平成 20 年 3 月

発 行 中野市・中野市教育委員会

編 集 中野市教育委員会 生涯学習課